

社会福祉法人さわらび会
理事長 山本 孝之 様

豊橋市福祉部障害福祉課長

豊橋市障害者自立支援協議会 日中サービス支援型GH検討会における
評価結果について

日頃より本市福祉行政にご理解、ご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、令和 5 年 12 月 18 日に開催された豊橋市障害者自立支援協議会 日中サービス支援型GH検討会（以下、検討会）における、貴法人の実施状況等報告に対する評価等がまとまりましたので、下記のとおりお示しします。

つきましては、評価等の内容を踏まえ、事業の改善を図るなど、適切に対応していただきますようお願いいたします。

記

1 貴法人の実施状況等報告に対する評価について

事業実施期間：令和 4 年 10 月 6 日～令和 5 年 11 月 20 日

事業所名：すみれホーム

(1) 各項目の評価

出席者による 評価結果	1 事業所の体制について	2 支援の実施等について	3 地域との交流・連携について	4 併設している短期入所について	5 日中活動について	6 計画相談支援について	7 利用者の安全確保について	8 利用者等の評価について	9 協議会からの要望、助言への対応について
優れている	1	2	0	2	1	0	1	0	1
問題なし	9	8	8	8	10	11	8	9	10
問題あり	1	1	3	1	0	0	2	2	0

※検討会メンバーのうち貴法人の関係者は評価を実施していないため、上記の評価数には含めておりません。

(2) 実施状況等報告・評価シートの「要望・助言」欄に記載された意見等

1 事業所の体制について
<ul style="list-style-type: none">・ 法人での研修などが安定してあることはよいと思う。・ 研修に出た人が他の人にどのように伝達しているのか？研修に出たことで終わりにしては意味がない。・ 兼務の支援員の割合が多い印象。職員間の連絡共有はどのようにしているか。・ 強度行動障害の方が多いので、事例検討会などを多く導入し、支援力をあげてください。
2 支援の実施等について
<ul style="list-style-type: none">・ 資格や実務経験などをもつスタッフがいることは大事だと思う。・ 入居時に確認することを文章で示すことが必要。保証人の有無・通院や買物の付き添いをどこまでしてもらえるか。また、外部の支援者（ヘルパーなど）の付き添いは本人の意志で決めればよいのかどうかなども明示しておくべきと思います。施設の都合で利用者を支援するのではなく、利用者の意志を尊重して対応を工夫する努力が望まれる。
3 地域との交流・連携について
<ul style="list-style-type: none">・ 地域交流が乏しい感じがする。有事の際に顔が見えるようにしておいたほうが良い。・ 地域交流を段階を経て実施していくのが良い、例えば地域イベントの協賛とか参加などが踏み出しやすい。・ 地域との交流をはかってください。町内会に入会した方が良いと思います。・ もう少し身近な地域との交流が必要では。地域とのつながり連携については大規模災害等の際にも大変重要であると思います。利用者が地域の方と相互に助け合うことができる取り組みを進めてください。
4 併設している短期入所について
<ul style="list-style-type: none">・ 緊急時の健康診断など条件が緩和されたことを周知してほしい。・ 緊急時における受け入れの充実をお願いします。
5 日中活動について
<ul style="list-style-type: none">・ 今後も継続して受け入れをお願いしたいです。・ 相談支援事業所との連携内容に個別支援計画の共有を記載したほうがよい。
6 計画相談支援について
<ul style="list-style-type: none">・ 今後も継続してお願いしたいです。・ 相談支援事業所との連携内容に個別支援計画の共有を記載したほうがよい。
7 利用者の安全確保について
<ul style="list-style-type: none">・ いろいろな時間帯、災害を想定した訓練の実施をお願いします。・ 障害の重いの方が多いので危険度の高い夜間想定訓練などを充実させてください。地域との連携も視野に。

8 利用者等の評価について

- ・ 外部への公表をしたほうがよいのではないか。
- ・ 評価は公表して価値があると考えます。

9 協議会からの要望、助言への対応について

- ・ 前回の指摘事項について、どのように改善したか具体的に記載いただくと分かりやすいと思います。

2 今後の対応について

(1) 評価等の公表

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準第 213 条の 10 に基づき、豊橋市における日中サービス支援型指定共同生活援助の指定等に関する事務取扱要綱において、以下のとおり規定しています。

豊橋市における日中サービス支援型指定共同生活援助の指定等に関する事務取扱要綱（抜粋）

（記録の整備）

第 4 条 事業者は、第 2 条の説明、評価及び報告書並びに第 3 条の報告、評価、要望及び助言（※）に関する記録を整備し、5 年間保存しなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に留意しつつ、前項の記録及び事業の運営状況を積極的に公表するものとする。

（※）本通知に記載された評価、要望及び助言のこと

貴法人において、検討会による評価、要望及び助言に関する記録を整備するとともに、積極的に公表していただくようお願いいたします。

(2) 対応状況の報告

今回の検討会による評価、要望及び助言に対し、どのような対応を取り、事業の改善を図られたかを次回の検討会で報告していただき、その内容に基づいて検討会による評価が行われることとなりますので、ご承知おきください。

【連絡先】

〒440-8501 豊橋市今橋町 1 番地

豊橋市役所 福祉部

障害福祉課 管理・指定グループ

Tel (0532)51-2699 Fax (0532)56-5134

E-mail : shogaifukushi@city.toyohashi.lg.jp